

平成 30 年 6 月 13 日現在

機関番号：12701

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26370946

研究課題名(和文) アフリカの民主主義の実践をめぐる人類学的研究：ナイジェリアの政治慣習の事例研究

研究課題名(英文) State Politics and Cultural Interpretation among the Igbos in Post-Military Nigeria

研究代表者

松本 尚之 (MATSUMOTO, Hisashi)

横浜国立大学・大学院都市イノベーション研究院・教授

研究者番号：80361054

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、民政移管後のナイジェリアを事例とし、アフリカにおける民主主義の実践について、政治人類学の視点から考察した。特に、民族・宗教・地域対立を乗り越え政治参加の平等性を保証する方策として、同国において重要視されている「輪番制」と「均等配分制」という2つの政治慣習について、フィールドワークに基づく分析を行った。連邦政治から地方政治に至るまで、2つの政治慣習の実際の運用を調査するとともに、それら運用に対する人々の解釈・言説を収集した。それによって、国民の融和を目的とした政治慣習の可能性と問題点を分析し、「輪番制」と「均等配分制」が政治的競合における秩序産出に果たす役割について論じた。

研究成果の概要(英文)：The wave of democracy seized Africa in 1990s. Many African countries has experienced political reforms and made transition from one party to multi-party system, and military to civilian resume. Nigeria is one of such countries, where the transition to the Forth Republic was occurred in 1999. Looking back to her history, this is the first experience for Nigerians to enjoy democracy for more than ten years.

This study aimed to analyze the relationship between political practices and cultural interpretations among the Igbos in post-military Nigeria. It conducted the fieldwork on two political customs, "rotation" and "zoning", which prevailed as the way to assure equality in political participation. Considering how these two customs operated in the selection of leaders both in state politics and local politics, this study showed their roles to create the political order in the competition for the authorities.

研究分野：文化人類学

キーワード：文化人類学 アフリカ ナイジェリア 民主主義 伝統的権威者 輪番制

## 1. 研究開始当初の背景

アフリカの民主化の動きは、1990年代以降に本格化したと言われている。冷戦の終結によって軍事政権などの権威主義体制を支えていた国際環境が変化し、多くの国で一党制から複数政党制へ、軍事政権から文民政権へ、政体の移行・移管が進んでいった。ナイジェリアもその一つであり、長い軍事政権を脱し1999年に民政移管を果たし、第四次共和制が発足した。2015年には5回目となる総選挙が行われ、政権交代が起こっている。1960年代には内戦を経験し、その後も政情不安ゆえに「失敗国家」の烙印を押された国が、民主的な手続きにより政権移譲を果たしたアフリカでは数少ない国の仲間入りをしている。その一方で、国際的にも注目を集めているボコ・ハラムによるテロ行為をはじめ、宗教や民族、地域の対立は、独立以来、今なお続く同国が抱える大きな課題となっている。そのような状況下で、同国において人々の関心を集めているのが、「輪番制」と「均等配分制」と呼ばれる二つの政治慣行である。ナイジェリアは、他のアフリカ諸国と同じく、植民地時代の国境線を継承してできた国家であり、領土内に文化的にも多様な諸集団を内包している。特に植民地時代末期の1950年代以降、民族・宗教・地域の対立が後を絶たず、国民の融和が重要な政治的課題となっている。これらの対立は連邦レベルに留まらず、州レベルや地方レベルにおいても、下位集団・地域間の対立が生じている。「持ち回り制」「均等配分制」とは、これら下位集団・地域の融和を目的とし、重要な政治ポストを地域間で均等配分するとともに、順々に持ち回りする制度である。例えば、連邦政治を見れば、大統領・副大統領は、1999年以降、キリスト教徒が多数派を占める南部3州とイスラム教徒が多数派の北部3州で輪番で選出されてきた。2つの政治慣習は、今日のナイジェリアに広く浸透しており、州レベルや地方レベルでも、行政首長・副首長・議会議長の地位や各政党の役員の地位をめぐる同様の政治慣習が見られる。さらに村落内の政治においても、地方議員や自治団体の役員職、さらには伝統的権威者の地位までも「輪番制」や「均等配分制」で捉える動きがある。

## 2. 研究の目的

本研究では、民政移管から約20年が経過したナイジェリアを事例とし、アフリカにおける民主主義の実践について、政治人類学の視点から考察する。特に、民族・宗教・地域対立を乗り越え政治参加の平等性を保証する方策として、同国において重要視されている「輪番制」と「均等配分制」という2つの政治慣習について、フィールドワークに基づく分析を行う。連邦政治から地方政治に至るまで、これら2つの政治慣習の実際の運用を

調査するとともに、それら運用に対する人々の解釈・言説を収集する。それによって、国民の融和を目的とした政治慣習の可能性と問題点を分析し、アフリカ式民主主義の今後について考察することが本研究の目的である。

## 3. 研究の方法

フィールド調査及び文献研究によって研究を進めた。フィールド調査は各年度1ヶ月の期間で行う予定であったが、初年度である平成26年度は、調査を予定していた時期に、ナイジェリアでエボラ出血熱の感染の報告があり、渡航を断念せざるをえなかった。従って、平成27年度から29年度にわたって、計3回の調査を実施した。

調査の目的は、大きく2通りある。第一に、イモ州ンビセ地方を事例とし、州・地方・村落レベルにおける「輪番制」と「均等配分制」の実践に関する調査を行った。第二に、複数の拠点を設定し、「輪番制」と「均等配分制」に関する人々の解釈・言説を収集した。

その他、文献研究では、ナイジェリア大学を拠点とし、まず新聞・雑誌記事や政府刊行物をもとに連邦レベル、州レベルでの「輪番制」と「均等配分制」の実態についてのデータを収集する。加えて、ナイジェリアの政治史を扱った研究書を通読し、二つの政治慣習に関する研究者の評価を体系的に把握した。

## 4. 研究成果

宗教・民族・地域対立が重要な課題となっているナイジェリアにおいて、国民の融和と政治参加の公平性を保証する制度として、「輪番制」と「均等配分制」の意義を主張する者は多い。その一方で、「輪番制」において実際に政治職に名乗りを上げることができるのは、当番となる下位集団・地域を発祥地(place of origin)とする者のみであり、憲法に定められた居住移転の自由を含むシチズンシップの概念と矛盾している。また、「輪番制」と「均等配分制」は土地と結びついた帰属意識を固定化し、ネポティズムや汚職を生み出す慣行であり、「リベラル・デモクラシーのゆがんだかたち」と批判する者もいる。加えてこれらの慣習自体が下位集団・地域間の競合意識を刺激し、摩擦を生み出しているとの指摘もある。

これら過去の研究が、「輪番制」と「均等配分制」の是非を問うているのに対し、本論文は、これらの政治慣習に関する言説が公平性をめぐる議論を喚起し、人々の政治実践を形作っていく過程に注目した。以下では、(1)連邦レベルの政治における大統領選挙、ならびに(2)村落政治における伝統的権威者選びという二つの事例を通して、1999年以降の「輪番制」と「均等配分制」をめぐる言説と実践について分析する。

(1) 連邦政治における大統領選挙

国政において「輪番制」と「均等配分制」は、憲法で唱われた「連邦としての性格」(federal character)を担保する方策と考えられている。「連邦としての性格」とは、「連邦の地域的・民族的な多様性を公職ポストの分配に適切に反映させるという原則」(落合2005:85)である。1999年から2015年まで政権与党となった人民民主党は、党の方針として輪番制を掲げ、幅広い支持を得ることができたと言われている。総選挙にあたっては事前に各政党が予備選挙を行い、政党候補者を決定するが、人民民主党はそれぞれの選挙において「輪番制」と「均等配分制」を考慮して候補者を決定している。

	大統領	副大統領	政権与党
第一回選挙 1999~2003	南西部出身	北東部出身	PDP
第二回選挙 2003~2007	南西部出身	北東部出身	PDP
第三回選挙 2007~2011	北西部出身 (2010年5月死去) 副大統領が代行	南南部出身	PDP
第四回選挙 2011~2015	南南部出身	北西部出身	PDP
第五回選挙 2015~現在	北西部出身	南西部出身	APC

36州を6つの地域に分割、大統領職・副大統領職を南部(南西・南南・南東)と北部(北西・北中・北東)に持ちまわりで配分

図：大統領・副大統領の選出状況

例えば、図は1999年以来の大統領・副大統領の出身地域をまとめたものである。もともとナイジェリアは1914年に英国の南部ナイジェリア保護領と北部ナイジェリア保護領が合併してできた国土を継承している。歴史的に南部ではキリスト教徒が多数派を占めるのに対し、北部ではイスラム教徒が多数派を占めており、植民地時代から続く南北の競合は「地域対立」とともに「宗教対立」として論じられることが多い。さらに、現在のナイジェリアは連邦直轄区である首都アブジャと36の州から成り、これら36つの州は地政学的に6つの地域に区分されている。図をみると、大統領職と副大統領職は、1999年以来、南部と北部、あるいは6つの地域に配分され、輪番で選出されていることがわかる。

ただし、「輪番制」と「均等配分制」について憲法や法に具体的な記述があるわけではない。「輪番制」と「均等配分制」は、あくまで人びとの合意の上に成り立つ政治慣行である。従って、慣行に従って選ばれた候補者が人びとの意にそぐわない場合、輪番に沿わない候補者が当選する場合もある。加えて、二つの政治慣行は「何をもちて公平とするのか」をめぐる多様な解釈がなり立つ。合意の上に成り立つ慣行ゆえに、輪番の順番や再選の可否について定まった規則がなく、

そこに政治的な駆け引きの余地が生まれるのである。その結果として、異なる解釈を支持する者同士の間で意見の対立が生じる場合もある。

例えば、大統領選挙については、1999年の第一回選挙において、人民民主党が擁立した南部(南西部)出身のO・オバサンジョが当選し、第四次共和制の初代大統領に就任している。彼は、1976年2月から1979年10月まで軍事大統領の地位にあった人物でもあり、軍事大統領のなかでは唯一民政移管の公約を守り、第二次共和制の発足を導いたと評される。民政移管以前にナイジェリアの国家元首の地位に就いた者のほとんどが北部出身であり、ナイジェリアは長らく北部の支配下にあったと考える者は多い。さらに、ナイジェリアでは1993年にも総選挙が行われており、南西部出身のM・アピオラが当選したが、後に軍事政権によって無効とされた。そのため、民政移管後に初代大統領を擁立するのは南部、特に南西部の番であったとされ、大統領選に立候補した2名は、ともに南西部出身者であった。

オバサンジョは二期に渡り大統領を務めた。その後に行われた第三回選挙では、今度は北部(北西部)出身のU・ヤラドゥアが大統領の地位についた。主要3政党が擁立した候補者は、ヤラドゥアを含め皆、北部出身者であり、「輪番制」に沿った結果となっている。しかしながら、ヤラドゥアは大統領在職中の2010年5月に病没、残り期間を副大統領の地位にあったG・ジョナサンが代行することとなった。その結果として、輪番について混乱が生じはじめた。

2011年の総選挙にあたって行われた人民民主党の予備選挙では、大統領代行のG・ジョナサンが立候補を表明した。それに対して、北部の政治家や人びとは猛反発した。人びとは、本来なら亡くなったヤラドゥア大統領の二期目にあたり、引き続き北部(あるいは北西部)が大統領候補者を擁立する番だと主張し、ジョナサン大統領代行の立候補は党が定めた輪番制を無視する暴挙であると非難した。その一方で、ジョナサンを支持する人々のなかには、一旦大統領代行となったジョナサンがヤラドゥアの2期目を完遂することで、輪番制は持続すると主張する者もあった。さらに、南部の政治団体のなかには、独立から現在に至るまで南南部出身者が大統領職に就いていないことを挙げ、ジョナサンが立候補をすることの正当性を主張した。つまり、前者が民政移管後の選出状況をもとに輪番を主張する北部に対し、後者は独立以来の実績をもとに「輪番制」における公平性を主張したのである。人民民主党の予備選挙では、北部出身の政治家も大統領選に立候補したが、ジョナサンが現職の強みを生かし、政党の支持を獲得した。さらに本選においても、他の主要政党が対立候補として北部出身者を擁立したが、ジョナサンが当選し第四次共

和制の三代目大統領に就任した。しかし選挙後には北部で大規模な暴動が起こっている。また、北東部のボルノ州で 2014 年に起きたボコ・ハラムによる生徒拉致事件についても、国内では大統領選の「輪番制」をめぐる衝突を原因の一つとする者もいる。

そして、2015 年の第五回総選挙では、ジョナサン大統領が二期目をめざし再度人民民主党の支持を勝ち取った。それに対し、三大野党が合併し新たに全進歩会議（APC）を結成、対立候補として元軍事大統領で北部（北西部）出身の M. プハリを擁立した。そして選挙の結果、プハリが勝利し、人民民主党から全進歩会議へと政権交代が起こった。評者のなかには、政権交代は、人民民主党への不満の表れであるとともに、ヤラドゥアの死去の結果、民政移管以来、北部出身者が大統領職を務めた期間は一期にも満たないことを考慮して、今回は北部の番と考える者が多かったとの指摘がある。

民政移管以後に実施された五回の大統領選挙を振り返れば、「輪番制」と「均等配分制」が選挙において重要な争点となってきている。だが、今後の選挙においても、「輪番制」と「均等配分制」が慣行として効力を持ちうるのか、二つの政治慣行によって人々の投票行動を説明しうるのかは、定かでない。現職大統領の死を契機に多様化した「輪番制」と「均等配分制」の解釈は、今後も様々な論点を生み出していくと予想される。新たに政権与党となった全進歩会議は、今後の予備選挙において「輪番制」と「均等配分制」を考慮するのか。それは過去の選出状況をふまえたものなのか。プハリ大統領に 2 期目は与えられるのか。それとも同じく北西部出身の故ヤラドゥア前大統領の 2 期目を補完したと見なされるのか。同様に、ジョナサン前大統領が 1 期で職を去ることになった南南部に、もう 1 期、大統領を擁立する機会は与えられるのか。未だ大統領を擁立していない南東部、北東部、北中部に機会は与えられるのか。既に大統領を輩出した地域は、今後 20 年以上もの間、2 巡目が回ってくることを待ち続けることはできるのか。

大統領職を始め連邦を構成する 6 地域による輪番を例とすれば、仮に、一地域が 2 期、8 年にわたって大統領を擁立することができるのであれば、輪番が一巡するには 48 年の時を有するのである。従って、「輪番制」と「均等配分制」は政治に公平性を求める人々の強い意志と実践によって支えられた制度である。しかし、その公平性の理念についても、人々は多様な解釈を持ちうるのである。

## （2）村落政治における伝統的権威者選び

「輪番制」と「均等配分制」は国内に広く浸透しており、連邦議会のみならず、州選挙や地方選挙でも同様の慣行が見られる。さら

にはローカルな政治においても、自治組織や社交クラブ、年齢組の役員職、さらには伝統的権威者の地位までも、「輪番制」や「均等配分制」によって捉えようとする動きがある。以下では、イボ社会を例に、伝統的権威者選びへの「輪番制」の適用を報告する。

植民地化以前のイボ社会は雑多な特徴を持つ様々な地縁集団の寄せ集めにすぎず、その多くは集権的な権威者が不在の平等主義的社会であった。しかしながら、今日のイボ社会には複数の村落が集まった小さな地縁集団、イボ人たちがタウンと呼ぶ社会単位ごとに、「エゼ」と呼ばれる権威者が存在する。「エゼ」とは、イボ語で「王」を意味する。もともとエゼの地位は、1970 年代後半の軍事政権が施行した法規に由来しており、イモ州の場合 1978 年の「首長位に関する規則」がそれに当たる。今日、エゼの地位に対するイボ人たちの関心は高く、新たなエゼを選び政府の承認を求める運動が各地で起きている。以下では、イモ州の一地方コミュニティにおけるエゼ選びの事例を通して、ローカルな政治実践における「輪番制」の位置づけを考察する。

対象となるイトゥは、イモ州エジニヒテ地方行政区に位置する「タウン」である。人々は、イトゥを地縁化した分節リニージとして認識している。イトゥは、地理的な近接性から 3 つのセクションに分かれる。それぞれイボ語で固有の名称があるが、以下ではこれらのセクションを中区、沿岸区、内陸区と呼称する。それら 3 つのセクションは、合計で 11 の村落に分かれる。「イトゥ」とは、タウンを築いたとされる創設者の名前である。始祖イトゥには 11 人の息子がいたと伝えられており、その各々が 11 の村落の創設者にあたる。11 の村落には創設者の兄弟関係をもとに、中区の村落アグを筆頭にシニオリティが設定されている。

イトゥにおいて「輪番制」は、エゼの地位に限らず、様々な政治職に適用されている。例えば、地方議会議員職、自治組織や各政党の 3 役などが揚げられる。また、イトゥの人々は、この「輪番制」を新しい制度ではなく、分節構造をもったタウンに昔からある伝統として認識している。イトゥを構成する 3 つのセクション、11 の村々はライバル関係にもあり、様々な機会に互いの平等性を強調します。タウンで自助開発などが立案されると、セクションや村をベースに賦役や税が配分され、その恩恵も均等に分配される。

1999 年にナイジェリアが民政移管を果たし、第四次共和制が発足すると、それと呼応するかのよう、イトゥやその近隣のタウンで、伝統的権威者の「民主化」とも呼べる動きが起こっている。その一つが、エゼの地位について定めた「constitution」の作成である。イトゥでは、タウン出身の弁護士が指揮をとってまとめた「Ezeship Constitution」が 2000 年に人々の承認を得て、施行されて

いる。この「Constitution」では、エゼの地位は世襲制ではなく「輪番制」とすること、輪番は3つのセクション間で、シニオリティに従って中区、沿岸区、内陸区の順に回すことが定められている。

以下では2008年の初代エゼの死去に続いて起こった、二代目エゼ選について論じる。2008年に初代エゼがなくなると、人々は町を挙げて公葬を執り行った。その後、後継者選が始めたのは初代エゼの死から4年後の2012年のことである。2012年4月、イトウの人々は集会を開き、二代目エゼの候補者選を管理する委員会を立ち上げた。Constitutionに定めた輪番制では、エゼの候補者は最初は中区より選ばれる決まりであった。委員会の決定をうけ、中区からは7名の者がエゼの後継者として名乗りを上げた。それを受け委員会は二代目エゼを決める選挙を開催し、住民による投票の結果、一人の候補者が選ばれた。しかし、その候補者は当選後に病に伏した。2013年6月、州政府は候補者をイトウのエゼとして承認し、証明書と杖を授与すべく、州都に招へいした。しかし、病床にあった候補者に代わって、彼の親族と自治組織の役員らが州都を訪れた。その後は、候補者の回復を待って、戴冠式を開催する予定であった。ところが2014年8月、二代目エゼの候補者は戴冠式を開くことなく、亡くなった。その結果として、亡くなった候補者について「果たして正式なエゼと呼べるのか」、ひいては「次にエゼを選出すべきセクションはどこか」をめぐる人々の意見が分かれた。そして、エゼの地位の輪番をめぐる異なる解釈が人びとの間に生じた。

第一に、次にエゼを選出すべきセクションは再び中区であると主張する人々がいる。この立場を取る人々は、先の候補者は戴冠式を行う前に亡くなったため正式なエゼではないとの立場を取っている。政府からの承認のみでは、伝統的権威者として認めることができないと言うのである。そして第二に、次のエゼは中区のなかでも村落アグから選ぶべきだと主張する人々がいる。この立場を取る人々は、第一の立場と同様に、亡くなった候補者をエゼとは認めておらず、再び中区よりエゼを選出すべきと考える。その上で、セクション内にも分節構造に沿った輪番制を認め、シニオリティに従いアグ村からエゼを選出すべきと主張したのである。さらに、第三の意見として、次は内陸区の番であると主張する人々がいる。亡くなった候補者を二代目エゼとして認めている人々は、この第三の立場を取っていた。1976年に選ばれた初代エゼは沿岸区出身であった。初代エゼ、二代目エゼがそれぞれ沿岸区と中区から選ばれていることから、次回は内陸区の番であると主張していた。最後に第四の立場として、エゼを選出するセクションを沿岸区とする意見が考えられる。本来、Constitutionに定めた順番に従うのであれば、中区のつぎは沿岸区

のはずである。しかし、興味深いことに、筆者が聞き取りを行った人々のなかには、沿岸区の番を主張する者は誰もいなかった。亡くなった候補者を二代目エゼと認め中区の番は終わったと考える人々は皆、初代エゼが沿岸区出身であることを考慮して、次は未だエゼを排出していない内陸区の番と考えている。Constitutionよりもむしろイトウの分節構造における平等性が考慮されていたのである。

「輪番制」は、もともと非集権的な権威者が不在のイボ社会において、平等性を担保する装置として用いられている。この慣行は、世襲制を否定し、「誰もが王になれる」という公平性をもたらす制度である。その一方で、「輪番制」は分節間に不公平性をもたらす制度でもある。終身の地位である伝統的権威者の地位への適用は、いつ次の番が来るのかは不明であり、大統領職の輪番と同様に、参加者に長期的な我慢を求める。一見すると、分節間の平等性を担保し、人びとに公平性を喚起させる慣行であるが、同時にそれは、順番を通して分節間に序列を生み出す制度でもある。

実際のところ、「輪番制」は、将来の順番を決める約束というよりは、自身が支持する候補者に正当性を付与するために人々が参照する一つのイデオロギムとも言える。ただし、だからといって、なんでも許されるわけではない。イトウの伝統的権威者選をめぐっては、「沿岸区の番」とする解釈の不在であることを指摘した。Constitutionを念頭においているようで、その順番は守られておらず、むしろ、過去の実践をもとに、輪番が調整されている。輪番制の主張は競争者を絞り込みつつ、同時に公平性のディスコースを流通させることを可能にすることで、秩序産出の過程に働きかけているのである。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 1件)

松本尚之、ナイジェリアにおける体制転換と伝統的権威者たちの地位 第四次共和制(1999-現在)とイボ社会のエゼたち、早稲田大学文学学術院文化人類学年報、査読無、vol.11、2016、pp.21-27。

〔学会発表〕(計 2件)

松本尚之、ナイジェリアにおける体制転換と王位/首長位、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所2016年度公開シンポジウム『体制転換の人類学』、2016。

松本尚之、政治参加の公平性をめぐる期待と実践 ナイジェリアにおける民主化とイボ社会における伝統的権威者選、日本文化人類学会第52回研究大会、

2018。

〔図書〕(計 2件)

松本尚之「グローバル化の中の伝統的権威者 ナイジェリア・イボ社会における国際移民と首長位」、太田至総編集、松田素二・平野(野元)美佐編、紛争をおさめる文化 不完全性とプリコラージュの実践、京都大学学術出版会、2016、406 (pp.31-55)。

MATSUMOTO, Hisashi, African Chiefs in the Global Era: Chieftaincy Titles and Igbo Migrants from Nigeria, Yntiso Gebre, Itaru Ohta & Motoji Matsuda, eds., African Virtues in the Pursuit of Conviviality: Exploring Local Solutions in Light of Global Prescriptions, Langaa, 2017, 432 (pp.229-247)。

## 6 . 研究組織

(1)研究代表者

松本 尚之 (MATSUMOTO, Hisashi)

横浜国立大学・大学院都市イノベーション  
研究院・教授

研究者番号：8 0 3 6 1 0 5 4